

1 募集職種

しよくしゅ 職種	しよくむないよう 職務内容	ひつよう めんきよ 必要な免許
こうしとう 講師等 (りんじこうし 臨時講師・ ひじょうきんこうし 非常勤講師)	りんじこうし じょうきん きょうゆ ようごきょうゆとう 臨時講師(常勤)は、教諭、養護教諭等 に準ずる職務に従事します。 ひじょうきんこうし しゅう き じかんわり 非常勤講師は、週あたり決まった時間割 におう に応じて勤務します。	きょういんめんきよ 教員免許
じむしよくいん 事務職員	しちょうりつがっこう おこな いっぱんじむ じゅうじ 市町立学校で行う一般事務に従事し ます。	

※ 免許が必要な職種への応募には、該当する免許(有効期限内)を取得していることが必要です。

2 資格

以下の①～③の条件(講師等は①～④の条件)をすべて満たす方が登録できます。

① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育

手帳の少なくともいずれかを持っている方

※ 障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と

判定された方を含みます。

② 免許が必要な職種については、当該職種に必要な免許を

有する方

※ 教員免許については有効期間中のものに限りま

③ ちほうこうむいんほうだい じょう かくごう がいとう かた
地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない方

さんこう ちほうこうむいんほうだい じょう
(参考) 地方公務員法第 16 条

- ・ きんこいじょう けい しょ もの しっこう お しっこう
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を
うけることがなくなるまでのもの
- ・ ひょうごけん ちょうかいめんしょく しょぶん う とうがいしょぶん ひ ねん
兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年
を経過しない者
- ・ にほんこくけんぽうしこう ひ い ご にほんこくけんぽう もと せいりつ
日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立
した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を
けっせい かにゆう もの
結成し、またはこれに加入した者

④ こうしとうとうろくきぼうしゃ くわ がっこうきょういくほうだい じょう い か
講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第 9 条の以下の
かくごう がいとう
各号のいずれにも該当しない方

さんこう がっこうきょういくほうだい じょう
(参考) 学校教育法第 9 条

- ・ きんこいじょう けい しょ もの
禁錮以上の刑に処せられた者
- ・ きょういくしよくいんめんきよほうだい じょうだい こうだい ごうまた だい ごう がいとう
教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する
ことによりめんきよじょう こうりよく うしな とうがいしっこう ひ ねん
ことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を
けいか もの
経過しない者
- ・ きょういくしよくいんめんきよほうだい じょうだい こう だい こう きてい
教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により
めんきよじょうとりあ しょぶん う 3ねん けいか もの
免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

3 とうろくてつづ およ うけつけ
登録手続き及び受付

とうろく ねんかん つう ずいじょう つ しょうてい しょう しゃじんざい
登録は年間を通じて随時受け付けています。所定の「障がい者人材
とうろくもうしこみしょ ひつようじこう きにゆう かんけいきょういくじむしょ じさん
登録申込書」に必要事項を記入し、関係教育事務所へ、持参または
ゆうそう
郵送してください。

4 とうろく ゆうこうきかん
登録の有効期間

ゆうこうきかん とうろく きぼう ねんどかぎ ねんいない ねんど こ
有効期間は登録を希望された年度限り（1年以内）です。年度を越えて
にんよう きぼう ばあい さいどとうろく
任用を希望する場合は、再度登録してください。

5 選考の方法

該当の職種に欠員が生じた時に、該当担当者からご本人あてに直接連絡し、面接による選考を行います。面接の際に障害者手帳等の確認をさせていただきます。

6 任用予定校

市町立の小・中・特別支援学校・定時制高校

7 任用の時期

任用は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

8 任用期間

原則として1年以内。任用場所の状況に応じ任用期間は異なります。

9 勤務条件

臨時的任用職員の給料等は、それぞれの職種の正規職員に準じます。(経歴に応じて給料月額を決定します。)
会計年度職員の報酬等は任用形態によって異なります。

【参考：大学等卒業直後の場合】

○臨時講師

給料月額 (地域手当を除く)

- ・ 大学卒 208,208円 (1級21号給)
- ・ 短大卒 188,552円 (1級13号給)

※ 上記以外に諸手当が支給されます。

ひじょうきんこうし
○非常勤講師

ほうしゅうげつがく ちいきてあて のぞ
報酬月額（地域手当を除く）

しゅうかん きんむじかんすう おう つぎ
1週間あたりの勤務時間数に応じて、次のとおりです。

しゅうかん 1週間あたりの勤務時間	ほうしゅうがく えん 報酬額（円）
じかん 29時間	202,300
じかん ふん 23時間15分	162,200
じかん ふん 15時間30分	108,100
じかん ふん 11時間40分	81,400

つき とちゅう にんよう ばあい りしよく ばあいまた しぼう ばあい
なお、月の途中で任用された場合、離職した場合又は死亡した場合
については日割りにより計算した額となります。

ねんじきゅうかおよ とくべつきゅうか ゆうきゅう かぎ いがい じゆう
また、年次休暇及び特別休暇（有給のものに限る）以外の事由に
より、勤務すべき時間中に勤務しない場合は、その勤務しない時間
じかん きんむ じかんちゅう きんむ ばあい きんむ じかん
1時間について、勤務時間1時間当たりの報酬額を減額して報酬
しきゅう
を支給します。

$$1 \text{時間当たりの報酬額} = \frac{\text{ほうしゅうげつがく} \times 12 \text{月}}{52 \text{週} \times 1 \text{週間当たりの勤務時間}} \times 1 \text{円未満端数切り上げ}$$

じょうきいがい ちいきてあて つうきんてあて しきゅう
※ 上記以外に地域手当、通勤手当が支給されます。

りんじじむしょくいん
○臨時事務職員

きゅうりょうげつがく ちいきてあて のぞ
給料月額（地域手当を除く）

- ・ だいがくそつ えん (2きゅう 21号給)
大学卒 171,700円
- ・ たんだいそつ えん (2きゅう 13号給)
短大卒 160,100円
- ・ こうこうそつ えん (2きゅう 5号給)
高校卒 150,600円

じょうきいがい しょてあて しきゅう
※ 上記以外に諸手当が支給されます。

10 ^{とうろくもうしこみしよ はいふばしよ}
登録申込書の配布場所

^{かんけいきょういくじむしよ そうむか}
関係教育事務所の総務課

※ ^{とうろくもうしこみしよ ゆうそう と よ ばあい へんしんよう ちょう ごう}
登録申込書を郵送で取り寄せる場合は、返信用として長3号

^{ふうとう へんそうさき めいき えんきって ちょうふ かんけいきょういくじむしよ}
封筒に返送先を明記のうえ、84円切手を貼付し、関係教育事務所

^{そうふ さい しょう しゃじんざいとうろくもうしこみしよ きぼう}
あて送付してください。その際、「障がい者人材登録申込書」希望

^{しゅが}
と朱書きしてください。

※ ^{きょうしよくいんか}
教職員課のホームページからもダウンロードができます。

^{りょうめんいんさつ しょう}
(両面印刷をして使用してください)

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/index.html>

11 ^{とうろくもうしこみしよ ていしゅつさきおよ と あ さき}
登録申込書の提出先及び問い合わせ先

^{かくきょういくじむしよ}
各教育事務所

^{はんしんきょういくじむしよ そうむか きょうしよくいんたんとう}
阪神教育事務所 総務課 教職員担当

^{しょざいち ひょうごけんにしのみやしはぜつちやう ひょうごけんにしのみやちやうしゃ かい}
〈所在地〉〒662-0854 兵庫県西宮市櫛塚町2-28 兵庫県西宮庁舎3階

^{でん わ}
〈電話〉0798-39-6154

^{はりまひがしきょういくじむしよ そうむか きょうしよくいんたんとう}
播磨東教育事務所 総務課 教職員担当

^{しょざいち ひょうごけんか こがわしかこがわちやうじけまちてんじんき}
〈所在地〉〒675-8566 兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木97-1

^{ひょうごけんか こがわそうごうちやうしゃ かい}
兵庫県加古川総合庁舎9階

^{でん わ}
〈電話〉079-421-9413

^{はりまにしきょういくじむしよ そうむか きょうしよくいんたんとう}
播磨西教育事務所 総務課 教職員担当

^{しょざいち ひめじしほうじやう ひめじそうごうちやうしゃ かい}
〈所在地〉〒670-0947 姫路市北条1-98 姫路総合庁舎5階

^{でん わ}
〈電話〉079-281-9123

^{たじまきょういくじむしよ そうむか}
但馬教育事務所 総務課

^{しょざいち ひょうごけんとよおかしさいわいちやう ひょうごけんとよおかそうごうちやうしゃ かい}
〈所在地〉〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11 兵庫県豊岡総合庁舎4階

^{でん わ}
〈電話〉0796-26-3773

たんばきょういくじむしょ 丹波教育事務所 そうむか 総務課

しよざいち
〈所在地〉 〒669-2341 ひょうごけんささやましぐんげ 兵庫県篠山市郡家451-2

でんわ
〈電話〉 079-552-7484

あわじきょういくじむしょ 淡路教育事務所 そうむか 総務課

しよざいち
〈所在地〉 〒656-0021 ひょうごけんすもとししおや ちょうめ ばんごう 兵庫県洲本市塩屋2丁目4番5号

ひょうごけんすもとそうごうちょうしゃ かい
兵庫県洲本総合庁舎3階

でんわ
〈電話〉 0799-26-3203

12 その他

- とうろくないよう へんこう しょう ばあい かんけいきょういくじむしょ れんらく
登録内容に変更が生じた場合は、関係教育事務所に連絡してください。
- にんよう かぎ とうろく にんよう ばあい
任用には限りがありますので、登録しても任用できない場合があります。
- とうろく かた にんよう き しだい さっきゅう
登録された方は、任用が決まり次第、早急にFAXまたはハガキで
にんようじょうきょう ほうこく
任用状況を報告してください。

べっし
(別紙)

ひょうごけんし ちょうりつしょう ちゅう とくべつしえんがっこう ていじせいこうこう
兵庫県市町立小・中・特別支援学校・定時制高校

しょう しゃじんざいとろうく にんようほうこく
障がい者人材登録 任用報告

きょういくじむしょ そうむか いき
〇〇 教育事務所 総務課 行

きぼうしょくしゅ 希望職種	
------------------	--

な まえ
名前

TEL () —

か き にんよう けつてい ほうこく
下記のとおり任用が決定しましたので報告します。

にん よう じょう 状 きょう 況	がっ こう めい 学 校 名	にんようきかん 任用期間	しょくしゅ 職種	にんようけいたい 任用形態	きんむじかん 勤務時間 (非常勤)
	がっこう 学校	ねん がつ にち 年 月 日 ～ ねん がつ にち 年 月 日		じょうきん ひじょうきん 常勤・非常勤	
	がっこう 学校	ねん がつ にち 年 月 日 ～ ねん がつ にち 年 月 日		じょうきん ひじょうきん 常勤・非常勤	